



蒲刈共同事務センターだより
平成29年4月



満開の桜が葉桜へと変わり、年度始めの慌しさもようやく一段落を迎える頃となりました。蒲刈共同事務だより「かけはし」4月号では、「職員の給与の支給に関する規則等の一部改正」の主な内容についてお知らせします。施行期日は、平成29年4月1日です。今年度もよろしくお祈いします。



ポイント1

扶養手当の支給額が改正されました！
次表の通り（特定管理職員を除く）【*1】

【*1】特定管理職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上である者をいう。

扶養手当支給区分	支給額
配偶者	10,000
扶養親族(子)	8,000
配偶者がいない場合の扶養親族(子のうち1人)	10,000
その他の扶養親族(父母, 弟妹, 孫 etc...)	6,500
配偶者がいない場合の扶養親族(その他のうち1人)【*2】	9,000
特定期間にある子への加算額(1人につき)	5,000

【*2】職員には、扶養親族たる子がいない場合に限る。



ポイント2

地域手当の支給率がアップしました！



地域手当支給区分	支給額
広島市及び安芸郡府中町	(給料+管理職手当+扶養手当)×7.2/100
上記以外の地域を除く広島県内の地域	(給料+管理職手当+扶養手当)×4.2/100



ポイント3

「職員の給与の支給に関する規則等の一部改正」以外でも、介護保険料の掛け金率がアップしました！

介護保険料区分	新掛け金率	旧掛け金率
標準報酬月額に対する介護保険料	5.79/1000 最高限度掛け金(8,048円)	5.42/1000
標準期末手当等に対する介護保険料	5.79/1000	5.42/1000

以上簡単ですが、4月の給与明細書で確認してみてくださいね。



裏面では、呉市学校配分予算（前渡資金）についてお知らせします。
（平成28年度呉市共同事務だより4月号より再掲しました。）



■ 学校配分予算について

呉市では、各学校へ一定の予算が配分され、その配分された予算の枠内で用途を判断することにより、実情に応じた予算執行を行うことができるようになっています。今年度は、4月20日以降に購入ができます。



○学校で購入（執行）できるものは？

・消耗品費

消費税込み単価2万円未満のものは消耗品費で物品を購入することができます。

学校を運営していくために必要な経費

管理運営費

- ・トイレトーパー
- ・スリッパ
- ・蛍光灯・体育館の水銀灯
- ・足ふきマット
- ・工具や修理のための材料
- ・給食室で使用するもの
- など

教材を整備するために必要な経費

教材整備費

- ・授業等で使用する物品
- ・文書類
- ・掃除用具関係
- ・図書
- ・トナー・インク
- ・校章旗
- ・研修会、研究会資料代
- ・家庭科調理実習で使用する調味料
- など

- ・燃料費（灯油、プロパンガス、混合ガソリン等）
- ・印刷製本費（パンフレット、写真等）
- ・食糧費（来客用のお茶等）
- ・修繕費（備品・施設の修理）
- ・医薬材料費（保健室等で使用する衛生用消耗品で医療用として売られているもの）
- ・手数料（クリーニング・包丁の研ぎ）
- ・コピー使用料（パソコンからのプリントアウトを含みます）

小学校 みそ、砂糖、塩、酢、しょう油、マヨネーズ
中学校 みそ、砂糖、塩、酢、しょう油、マヨネーズ、バター、小麦粉、サラダ油、みりん、こしょう、ベーキングパウダー、でんぷん、酒、ケチャップ、薄口しょう油
これ以外は個人負担となります。

○購入できる業者は？

原則、呉市内の業者から購入します。

○購入できる日は？

授業日のみで、週休日や祝日には購入できません。

○購入の手続きは？

次の領収書等で精算します。

- ・学校専用の領収書「物品・一般領収書（学校専用）」
（その他にも使用できる領収書があります）
- ・レシート（レシートの精算は、いろいろな要件があります）
※ポイントカードの使用は禁止されています。



購入前には必ず
事務職員に相談してください。